

【長崎市】生活援助 サービスコード表(A3)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
<b>利用者1割負担</b>						
A3	1001	生活援助・1割		211	1回につき	
A3	1290	生活援助・業継又は虐待防減算・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	209		
A3	1291	生活援助・業継及び虐待防減算・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	207		
A3	1002	生活援助・同一1・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	190		
A3	1292	生活援助・同一1・業継又は虐待防減算・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	188		
A3	1293	生活援助・同一1・業継及び虐待防減算・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	186		
A3	1294	生活援助・同一2・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	186		
A3	1295	生活援助・同一2・業継又は虐待防減算・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	184		
A3	1296	生活援助・同一2・業継及び虐待防減算・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	182		
A3	1003	生活援助・特別地域加算・1割		32		
A3	1004	生活援助・特別地域加算・同一1・1割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	29		
A3	1297	生活援助・特別地域加算・同一2・1割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算 事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	28		
A3	1005	生活援助・小規模事業所加算・1割		21		
A3	1006	生活援助・小規模事業所加算・同一1・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	19		
A3	1299	生活援助・小規模事業所加算・同一2・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算 事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	19		
A3	1007	生活援助・中山間地域等提供加算・1割		11		
A3	1008	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	10		
A3	1300	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算 事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	9		
A3	1180	生活援助・生活機能向上連携加算 I・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		100
A3	1009	生活援助・生活機能向上連携加算 II・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		200

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
<b>利用者2割負担</b>						
A3	1011	生活援助・2割		211	1回につき	
A3	1302	生活援助・業継又は虐待防減算・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	209		
A3	1303	生活援助・業継及び虐待防減算・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	207		
A3	1012	生活援助・同一1・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	190		
A3	1304	生活援助・同一1・業継又は虐待防減算・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	188		
A3	1305	生活援助・同一1・業継及び虐待防減算・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	186		
A3	1306	生活援助・同一2・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	186		
A3	1307	生活援助・同一2・業継又は虐待防減算・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	184		
A3	1308	生活援助・同一2・業継及び虐待防減算・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	182		
A3	1013	生活援助・特別地域加算・2割		32		
A3	1014	生活援助・特別地域加算・同一1・2割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	29		
A3	1309	生活援助・特別地域加算・同一2・2割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算 事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	28		
A3	1015	生活援助・小規模事業所加算・2割		21		
A3	1016	生活援助・小規模事業所加算・同一1・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	19		
A3	1310	生活援助・小規模事業所加算・同一2・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算 事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	19		
A3	1017	生活援助・中山間地域等提供加算・2割		11		
A3	1018	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	10		
A3	1311	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算 事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	9		
A3	1181	生活援助・生活機能向上連携加算 I・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		100
A3	1019	生活援助・生活機能向上連携加算 II・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		200

【長崎市】生活援助 サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
A3	1121	生活援助・3割		211	1回につき		
A3	1313	生活援助・業継又は虐待減算・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	209			
A3	1314	生活援助・業継及び虐待減算・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	207			
A3	1122	生活援助・同一1・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	190			
A3	1315	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	188			
A3	1316	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	186			
A3	1317	生活援助・同一2・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	186			
A3	1318	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	184			
A3	1319	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	182			
A3	1123	生活援助・特別地域加算・3割	特別地域加算 所定単 位数の 15% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		32	
A3	1124	生活援助・特別地域加算・同一1・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%		29	
A3	1320	生活援助・特別地域加算・同一2・3割		28			
A3	1125	生活援助・小規模事業所加算・3割	中山間地域等における 小規模事業所加算 所 定単位数の 10% 加算			21	
A3	1126	生活援助・小規模事業所加算・同一1・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		19	
A3	1321	生活援助・小規模事業所加算・同一2・3割		19			
A3	1127	生活援助・中山間地域等提供加算・3割	中山間地域等に居住す る者へのサービス提供 加算 所定単位数の 5% 加算			11	
A3	1128	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		10	
A3	1322	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%		9	
A3	1182	生活援助・生活機能向上連携加算 I・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		100	1月につき
A3	1129	生活援助・生活機能向上連携加算 II・3割		200 単位加算		200	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ]

利用者1割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1488	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割		53	1回につき	
A3	1489	生活援助・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	52		
A3	1490	生活援助・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	52		
A3	1491	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	47		
A3	1492	生活援助・同一1・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	47		
A3	1493	生活援助・同一1・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	46		
A3	1494	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割	事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	46		
A3	1495	生活援助・同一2・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	46		
A3	1496	生活援助・同一2・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	45		
A3	1497	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	8		
A3	1498	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		7
A3	1499	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		7
A3	1500	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	5		
A3	1501	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1502	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		5
A3	1503	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	3		
A3	1504	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1505	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	1506	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算	1月につき	
A3	1507	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1508	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割		53	1回につき	
A3	1509	生活援助・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	52		
A3	1510	生活援助・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	52		
A3	1511	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	47		
A3	1512	生活援助・同一1・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	47		
A3	1513	生活援助・同一1・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	46		
A3	1514	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割	事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	46		
A3	1515	生活援助・同一2・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	46		
A3	1516	生活援助・同一2・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	45		
A3	1517	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	8		
A3	1518	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		7
A3	1519	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		7
A3	1520	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	5		
A3	1521	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1522	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		5
A3	1523	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	3		
A3	1524	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1525	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	1526	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算	1月につき	
A3	1527	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1528	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割		53	1回につき	
A3	1529	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	52		
A3	1530	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	52		
A3	1531	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	47		
A3	1532	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	47		
A3	1533	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	46		
A3	1534	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	46		
A3	1535	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	46		
A3	1536	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	45		
A3	1537	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	8		
A3	1538	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		7
A3	1539	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		7
A3	1540	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	5		
A3	1541	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1542	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		5
A3	1543	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	3		
A3	1544	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1545	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1546	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割	生活機能向上連携加算 100 単位加算	25		1月につき
A3	1547	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ・3割	生活機能向上連携加算 200 単位加算	50		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口]

利用者1割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	2208	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割		56	1回につき	
A3	2209	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	56		
A3	2210	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	55		
A3	2211	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	51		
A3	2212	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	50		
A3	2213	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	49		
A3	2214	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割	事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	49		
A3	2215	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	49		
A3	2216	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	48		
A3	2217	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	9		
A3	2218	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		8
A3	2219	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		7
A3	2220	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	6		
A3	2221	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	2222	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		5
A3	2223	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	3		
A3	2224	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	2225	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		2
A3	2226	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	2227	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	2228	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割		56	1回につき	
A3	2229	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	56		
A3	2230	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	55		
A3	2231	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	51		
A3	2232	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	50		
A3	2233	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	49		
A3	2234	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割	事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	49		
A3	2235	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	49		
A3	2236	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	48		
A3	2237	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	9		
A3	2238	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		8
A3	2239	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		7
A3	2240	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	6		
A3	2241	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	2242	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		5
A3	2243	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	3		
A3	2244	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	2245	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		2
A3	2246	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	2247	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	2248	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割		56	1回につき	
A3	2249	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	56		
A3	2250	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	55		
A3	2251	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	51		
A3	2252	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	50		
A3	2253	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	49		
A3	2254	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	49		
A3	2255	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	49		
A3	2256	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	48		
A3	2257	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	9		
A3	2258	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		8
A3	2259	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		7
A3	2260	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	6		
A3	2261	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	2262	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		5
A3	2263	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	3		
A3	2264	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	2265	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	2266	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		27
A3	2267	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		53

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)]

利用者1割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1548	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		44	1回につき	
A3	1549	生活援助・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	43		
A3	1550	生活援助・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	43		
A3	1551	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	39		
A3	1552	生活援助・同一1・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39		
A3	1553	生活援助・同一1・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39		
A3	1554	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	39		
A3	1555	生活援助・同一2・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1556	生活援助・同一2・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1557	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	7		
A3	1558	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		6
A3	1559	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		6
A3	1560	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	4		
A3	1561	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1562	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		4
A3	1563	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	2		
A3	1564	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1565	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		2
A3	1566	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算	1月につき	
A3	1567	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1568	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		44	1回につき	
A3	1569	生活援助・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	43		
A3	1570	生活援助・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	43		
A3	1571	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	39		
A3	1572	生活援助・同一1・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39		
A3	1573	生活援助・同一1・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39		
A3	1574	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	39		
A3	1575	生活援助・同一2・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1576	生活援助・同一2・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1577	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	7		
A3	1578	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		6
A3	1579	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		6
A3	1580	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	4		
A3	1581	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1582	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		4
A3	1583	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	2		
A3	1584	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1585	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		2
A3	1586	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算	1月につき	
A3	1587	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1588	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		44	1回につき	
A3	1589	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	43		
A3	1590	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	43		
A3	1591	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	39		
A3	1592	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39		
A3	1593	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39		
A3	1594	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	39		
A3	1595	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1596	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1597	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	7		
A3	1598	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		6
A3	1599	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		6
A3	1600	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	4		
A3	1601	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1602	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1603	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1604	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1605	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1606	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	生活機能向上連携加算 100 単位加算	21		1月につき
A3	1607	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	生活機能向上連携加算 200 単位加算	41		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(IV)]

利用者1割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A3	1608	生活援助・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割			36	1回につき
A3	1609	生活援助・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	36	
A3	1610	生活援助・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	35	
A3	1611	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	32	
A3	1612	生活援助・同一1・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	32	
A3	1613	生活援助・同一1・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	32	
A3	1614	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	32	
A3	1615	生活援助・同一2・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	31	
A3	1616	生活援助・同一2・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	31	
A3	1617	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算		5	
A3	1618	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	5	
A3	1619	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	5	
A3	1620	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算		4	
A3	1621	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3	
A3	1622	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	3	
A3	1623	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算		2	
A3	1624	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2	
A3	1625	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	2	
A3	1626	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算	17	1月につき
A3	1627	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		200 単位加算	34	

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A3	1628	生活援助・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割			36	1回につき
A3	1629	生活援助・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	36	
A3	1630	生活援助・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	35	
A3	1631	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	32	
A3	1632	生活援助・同一1・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	32	
A3	1633	生活援助・同一1・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	32	
A3	1634	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	32	
A3	1635	生活援助・同一2・業継又は虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	31	
A3	1636	生活援助・同一2・業継及び虐待防減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	31	
A3	1637	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算		5	
A3	1638	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	5	
A3	1639	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	5	
A3	1640	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算		4	
A3	1641	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3	
A3	1642	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	3	
A3	1643	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算		2	
A3	1644	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2	
A3	1645	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	2	
A3	1646	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算	17	1月につき
A3	1647	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		200 単位加算	34	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1648	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割		36	1回につき	
A3	1649	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	36		
A3	1650	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	35		
A3	1651	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	32		
A3	1652	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	32		
A3	1653	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	32		
A3	1654	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	32		
A3	1655	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	31		
A3	1656	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	31		
A3	1657	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	5		
A3	1658	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1659	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		5
A3	1660	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	4		
A3	1661	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1662	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3		
A3	1663	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1664	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1665	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1666	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	生活機能向上連携加算 100 単位加算	17		1月につき
A3	1667	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	生活機能向上連携加算 200 単位加算	34		